

別表第1(第2条第1項及び第2項、第7条第7項第3号、第12条第4項並びに第15条第1項第4号)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格 K0102 の 38 に定める方法(日本産業規格 K0102 の 38・1・1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。)又は昭和 46 年 1 環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機 ^{リン} 燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は日本工業規格 K0102 の 31・1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 の 65・2(65・2・7 を除く。)に定める方法
砒 ^素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格 K0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒 ^素 の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法

クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1・2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1 又は 5・3・2 に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
1・2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
1・1・1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1・1・2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1・3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 の 67・2、67・3 又は 67・4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 の 34・1(34 の備考を除く。)若しくは 34・4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を

		測定する場合にあっては、蒸留試薬液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は34・1・1cに定める方法(注(2)第3文及び34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格 K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法
1・4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 六価クロムの項目について、日本産業規格 k0102の65・2・6に定める方法により塩分の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170・7の7に定める操作を行うものとする。
- 5 1.2ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3により測定されたトランス体の濃度の和とする。